

議 事 録

会議の名称	令和6年度 第2回 茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	令和7年2月20日(木) 午後2時00分～午後2時50分
開催場所	茨木市役所 南館8階 中会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	今西 幸蔵 熊本 理抄 野崎 靖 川口 美智子 加古 望 辻本 元衛 尾山 洋恵 松村 泰幸 住友 靖夫 柴原 浩嗣 吉田 順子 田畑 敬 笹川 千昌 (13人)
欠席者	なし
事務局職員	中井市民文化部長 松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長 平野人権・男女共生課参事兼啓発係長 源本人権・男女共生課課長代理兼男女共生係長 和田人権・男女共生課主幹兼豊川いのち・愛・ゆめセンター館長 雛迫人権・男女共生課主幹兼沢良宜いのち・愛・ゆめセンター館長 奥田人権・男女共生課主幹兼総持寺いのち・愛・ゆめセンター館長 松澤人権・男女共生課人権係長 飯酒盃人権・男女共生課人権係職員 (9人)
開催形態	公開 (傍聴人 0人)
議題(案件)	(1) いのち・愛・ゆめセンター事業報告について (2) その他
配布資料	(1) 令和6年度いのち・愛・ゆめセンターにおける事業概要(資料1-1) (2) 令和6年度いのち・愛・ゆめセンターにおける主な独自事業(資料1-2) (3) 「いのち・愛・ゆめセンター」に関する取組みと今後の方向性について(資料1-3) (4) (仮称)第3次人権施策推進計画策定のスケジュール(案)(資料2) (5) 答申書(案)(資料3)

(順不同、敬称略)

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	開会に先立ち、新たに審議会の委員になられた方を紹介する。 <新任委員の紹介>
	1 開会
事務局	本会議は原則公開の決定をいただいているが、本日の会議には、傍聴の申し出はない。 ただ今から、「令和6年度第2回茨木市人権尊重のまちづくり審議会」を開会する。 ここからの議事進行については、会長にお願いする。
会長	それでは、本日の出席状況について、事務局から報告願う。
事務局	<出席状況と会議の成立について報告>
会長	では、議事に移る。
	2 いのち・愛・ゆめセンター事業報告について
会長	次第2 いのち・愛・ゆめセンター事業報告について、事務局から説明願う。
事務局	<令和6年度いのち・愛・ゆめセンターにおける事業概要（各館共通事業）について説明>
事務局	<令和6年度豊川いのち・愛・ゆめセンターにおける主な独自事業について説明>
事務局	<令和6年度沢良宜いのち・愛・ゆめセンターにおける主な独自事業について説明>
事務局	<令和6年度総持寺いのち・愛・ゆめセンターにおける主な独自事業について説明>
事務局	<「いのち・愛・ゆめセンター」に関する取組と今後の方向性について説明>
会長	ただ今、三つのいのち・愛・ゆめセンターの主な独自事業について、また、審議

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>会答申の七つの提言を踏まえた市の方向性の話、さらには、いのち・愛・ゆめセンターの取組の進捗状況について、色々な問題点についても詳しく説明いただいた。</p> <p>最初に概要の説明であったように、ネットワークをうまく活用したことや、「国際交流の集い」等のイベントを活用して取組を広げていることなど、多くの点で学ぶべきことを説明いただいたと思う。</p> <p>今の説明について意見や質問等はあるか。</p>
A委員	<p>基本的な質問だが、資料1－3の表で、2024年度取組について、「継続」や「拡充」と文字が入っている部分は読めば分かるが、空白は何と読めばよいか。</p>
事務局	<p>2024年度取組について、継続して実施している内容については色を変えて記載している。表の空白部分は現在実施していない内容となるが、例えば上から三つ目の「分館をユースプラザ事業として利用検討」について、こちらは2017年度に検討と調整を行ったものである。実際にはその数段下の「ユースプラザ事業を実施」へと繋がっているが、取組内容の記載が上から時系列になっているため、検討と実施が別々になり、分かりにくい記載になってしまっている。このあたりの書き方については、今後調整させていただきたい。</p> <p>また、単年で終了した事業等もあり、空白部分については、現時点では行われておらず、基本的には完了しているものと理解していただいてよい。</p>
A委員	<p>完了したという意味合いで捉えてよいということで、承知した。</p>
会長	<p>ほかに意見はあるか。</p>
B委員	<p>単年度の報告、それから資料1－3のようにまとめていただいたので、改めて2017年の3月の答申を作るにあたり、審議会でワーキンググループ・小委員会というような形で委員の皆様とも各館を訪れて、かなり熱心な議論をしていたことを今、思い出している。</p> <p>説明いただいたことで、なるほどと思ったことがある。単年度の事業と、かつ、こうして継続されていることがあるので、おそらく答申から10年を迎える時期にはこの答申そのものを、活動を踏まえて見直すであるとか、あるいはさらに発展させていくような動きが、すでに検討されているのか。</p>
事務局	<p>答申いただいて、実は、このあと説明させていただく部分と重なるが、今の人権施策推進計画が令和8年度で10年の期間満了を迎えるので、次に第3次人権施策推進計画を策定していくというところになる。その計画の策定の中で、いのち・愛・ゆめセンターの方向性であるとか、人権施策推進基本方針であるとか、そのあたり</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
B委員	<p>を含めて、また審議会で議論いただくことになると思う。答申を見直すというところまでは今のところ考えていなかったが、計画の見直しの中で、いのち・愛・ゆめセンターのあり方を含めて議論いただければと思う。</p> <p>答申の見直しとまで私も考えていなかったが、このように、10年間の取組を形にしていた中で、こんなことが10年でできたとか、特にコロナ禍を間に挟んだりしたもので、そのように緊急性があったときにどう対応できるのかとか、そこから見えてくる課題など、何か、10年というものを振り返るような機会があればよいなというのを今日の報告を受けて思った。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、第3次人権施策推進計画を策定していく中で、第2次計画の検証ということで、当然、いのち・愛・ゆめセンターは人権施策の拠点として位置付けているので、いのち・愛・ゆめセンターの取組の継続というところを含めて、答申に対してどうかというところは詳しく検証していきたい。</p>
会長	<p>10年経っているので、振り返って、やはり、できたこと、できなかったこともあるだろうし、特にコロナという異常事態があったので、そのことも教訓化しなければいけない。色々な観点で、今そういう発言があった。</p> <p>ほかに意見はあるか。</p>
C委員	<p>報告を聞き、取り組んでいただいていることがよく分かった。3点感じたことを発言させていただきたい。</p> <p>一つは、アート展というような形で、毎年、色々な施設へ出たり、他のところと連携しながら展示をされているというのも、人権啓発を広げるという意味で、また、それぞれの館が茨木市全域の色々な課題と繋がっていくという意味で、本当にすばらしい取組をされていると思う。このような形で市内全域と繋がるような館の役割というところは、なかなかできていないところが多いと思うので、この取組を、また工夫しながら、連携しながら進めていく必要があるということを感じた。</p> <p>2点目は、多文化共生の支援事業を進めてきて、今年度また沢良宜のほうでも、集まりというか居場所のような形で進められている。非常に大事なことだと思う。外国人の住民が増えているというのはそうなのだが、特に、去年の6月から法律が改正になり、この3年かけて、今までの技能実習制度ではなくて育成就労制度に変わっていく。そうすると、技能実習をして帰るのではなくて、ずっと特定技能で日本で働き暮らしていく。その家族や子どもなども増えてきて、より一層外国人住民が増えてくるような状況がある。したがって、地域で繋がりを作るとか、以前から</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>の住民との繋がりを作るという取組が非常に大事になってくると思う。やはり文化の違いや置かれている状況の違いなどで摩擦があると、今の、埼玉県でクルド人の住民が増えているところに対してヘイトスピーチみたいなことがされているような状況もあったりして、住民の中での対立がそのようになってしまうというのは大いに危惧されるので、本当に、こういう交流とか居場所のような形で、一緒に作っていくのが大事だと思った。</p> <p>この10月から外国人総合相談窓口がスタートしたということだが、その状況というか、これまでの外国人相談窓口とは違う形でスタートしたのだと思うが、その中身を教えていただきたい。</p> <p>外国人の相談については、多言語で相談ができる国際交流協会などが尽力されて相談窓口をされているが、言葉の違いをつなぐ相談はできるが、生活の悩みとなると、その窓口ではやはり解決できない。そうになると、例えばいのち・愛・ゆめセンターの生活相談などのようなところと一緒にやっていると解決しないので、外国人の相談と他の相談の連携というのは大事になると思うが、この外国人総合相談窓口というのはどんな形で進められるのかというのが、2点目の感想と質問である。</p> <p>3点目は、資料1-3の左側の下のほうに、市の方向性「現状の課題等を踏まえた施策の方向性に基づく事業」ということで、生活困窮者支援、こども・若者支援、外国人問題への対応と連携などがあるが、去年から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」ができて、市のほうでも色々体制をとられていると思うが、やはりこの政策との連携というのは、今後必要になってくるのではないかと。例えば、一人で暮らしておられる女性で、家族との関係が切れた場合に、なかなか仕事も続けられなくてというような相談事例があったりする。そういう意味では、地域でそれを受け止めるような、いのち・愛・ゆめセンターの役割ということも必要になってくると思うので、困難な問題を抱える女性への支援の取組ということにも注目しながら連携していく必要があると思った。</p>
会長	<p>三つの柱でご意見いただいた。</p> <p>一つ目は、館の活動が市の施策などと結びつきながら、さまざまな連携があって、非常に豊かな活動をされているという評価をいただいた。</p> <p>二つ目は、多文化共生のことをお話いただいたが、その中で市への質問があった。令和6年10月からスタートした外国人総合相談窓口の状況はどうか、これについて事務局から説明いただきたい。</p>
事務局	<p>外国人総合相談窓口についてだが、昨年10月から外国人相談の担当の職員を一</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>人配置している。これまでのいのち・愛・ゆめセンターで、予約制などで外国人の相談を受け付けていたが、もっと市の中心部のほうで、人権・男女共生課が多文化共生の統括的な取組をしているというところもあり、本庁に窓口を設けて、月曜日から金曜日の9時から17時、それから日曜日についても月1回、午前中に受け付けているという状況である。相談員もさまざまな相談を受けており、日本語を学びたいがどこで学んだらよいかということや、税の手続きであるとか、転居届に来たが窓口で言葉が通じないので同行してほしいとか、そういったところもあり、色々な手続きでの庁内への同行支援も行っている。また、その相談員も先ほど説明させていただいた沢良宜の取組などにも出向いて行って、外国人の方との関係を作っていくということもしている。引き続き本庁では、人権・男女共生課で相談を受けて、関係機関に繋がる場所は繋いで、地域で見てもらう場合はいのち・愛・ゆめセンターと連携して進めていきたいと考えている。</p>
会長	<p>さらにその二つ目の柱として、やはり住民との繋がりが大事で、そこのところをきちんとやっていかなければいけないのではないかとのご意見、そして、言葉はもちろん大事だが、それとともに生活を繋ぐ、こういったところにいのち・愛・ゆめセンターの大きな役割があるのではないかとのご発言もいただいた。</p> <p>三つ目の柱が市の方向性についてである。困難な問題を抱える女性に対する支援について、事務局からも考えを示していただきたい。</p>
事務局	<p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」についての取組だが、相談窓口については、男女共生センターローズWAMで今までから女性相談を行っていたが、そちらを窓口として位置付けている。相談員についても、相談が増えるであろうという予測から、令和6年の4月から、4名の体制を5名に拡充して対応しているところである。もちろん、ローズWAMの相談員も人権・男女共生課の職員であり、定期的にいのち・愛・ゆめセンターの総合相談員との連絡を図る場を設けているので、何か相談を受けて、地域で、いのち・愛・ゆめセンターで引き続き見守っていく、支援していくということであれば、スムーズに連携できる体制をとっている。</p>
会長	<p>C委員からの三つの柱立てで意見いただいた。これについて、何か意見はあるか。もちろんこれ以外でも結構だが、今、行政のほうからも返答を一部いただいているので、こういったことを議論していきたいと思う。</p>
D委員	<p>今のことに関わってだが、10月から外国人総合相談窓口には色々な方が来られていると思う。特に、いのち・愛・ゆめセンターでやっておられる識字教室や、いの</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	ち・愛・ゆめセンター以外でも日本語教室があると思うが、そういったところへの紹介などはどれぐらいあるのか。
会長	いのち・愛・ゆめセンター等での事業の紹介等、広報的なものを含めて、事務局いかがか。
事務局	紹介件数について、具体的に何件という正確な数字は今申し上げられないが、窓口を見ている感じでは、4～5件は相談に来られて、日本語を学びたいというところで、各いのち・愛・ゆめセンターまた中央公民館の識字・日本語教室を紹介している。
会長	<p>去年の10月から始まったということで、これから色々なことが出てくると思うが、よろしくお願ひしたい。</p> <p>ほかに意見がないようなので、次第2については終わる。</p>
	3 その他について
会長	次に、次第3 その他について、事務局から説明願う。
事務局	<（仮称）第3次人権施策推進計画策定のスケジュール（案）について説明>
会長	第3次人権施策推進計画策定のスケジュールを紹介いただいた。4月から意識調査の実施に向けての項目整理を始め、9月頃から調査の実施・分析を行い、来年の今頃にはまとめが出てくるという流れである。そして、令和9年の計画策定に向かって進んでいくわけであるが、これについて何か意見はあるか。
B委員	<p>これは4月以降に始まってからの議論になるかと思うが、実は他市でも、あるいは学術機関でも、インターネットを通じた社会調査がかなり難しくなっているというところがある。それは、近年の詐欺や犯罪に関する人々の意識が上がっているということではあるのだが、わりと他市でも、意識調査をどのように実施していくかが議論されているところでもある。4月までにも、他市で意識調査に関してどのような困難があり、どのような工夫や努力をされているか、私も情報を集めておくが、もしよければ事務局でも情報を集めておいていただけるとよいと思う。</p> <p>なかなか紙で収集できなくなってきたので、どこもLINEやメールを使うなど工夫したところ、そんなに回収率が上がらない。インターネットに対する人々の忌避感・危機感というのもあり、今後どのように意識調査を行っていくか。さらにはそ</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	うした観点からも項目がどんどん減らされていくようになって、知りたいことも知れなくなっている状況もあり、意識調査そのものが難しくなっているという状況の中なので、かなり工夫や努力が必要だとも思う。 ぜひ、他市の状況も含めて、情報を収集しておいていただけるとよいかと思う。
会長	インターネットの場合、心ない人達もおられるようで、色々問題がある。忌避感と今おっしゃったように、やはり怖がってやめておこうとなってしまうことがある。それではちゃんとした調査にならないので、そのあたりのことを他市はどうクリアしているか勉強しようということである。 ほかに意見はあるか。
E委員	今回のこの調査の対象が、どれぐらいの人数で、どういう分野の方というようなことはすでに決まっているのか。
事務局	18歳以上の市民の方を無作為で2,000名抽出する予定である。
E委員	方法はまだ決まっていないのか。例えば紙であるとかLINEやメールでやるのかなど、方法は決まっていないのか。
事務局	前は紙とインターネットによる回答で実施していたので、一応そのように考えている。
会長	それでは、ほかに意見がないようなので、事務局からほかの案件について説明願う。
事務局	<答申案について説明>
会長	ただ今事務局から資料3について説明いただいた。これは今年度の第1回審議会で、市長から諮問があったことに対する答申の案である。お手元の答申案について、意見はあるか。 <意見なし>
会長	それでは、異議がないということで、この形で市長に答申させていただく。
事務局	市長への答申についてだが、日程の都合上、今西会長に一任するという形でよい

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	か。
	<異議なし>
事務局	それでは、答申については今西会長によろしくお願いします。
会長	ほかに何かあるか。
D委員	<冊子「虹のひろば」・市民人権講座について紹介>
事務局	次回、来年度の第1回審議会は、今年の夏頃の開催を予定している。 本会議の議事録については、発言された方に確認の上、市のホームページで公表させていただきます。
	最後に、中井市民文化部長から、ごあいさつをさせていただきます。
中井部長	<あいさつ>
	4 閉会
会長	本日の議題は、すべて終了したので、閉会する。